

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 次条から第5条まで、<u>第5条の3</u>から第5条の7まで、第7条から第9条まで、<u>第12条及び第13条</u>に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第2条の2 第3条、第7条から第9条まで及び第12条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第5条の2 削除</u></p> <p>(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p><u>第5条の3 本庁の部若しくは局、盛岡広域振興局（土木部綱取ダム管理事務所、築川ダム建設事務所及び岩手土木センターを除く。）、県民生活センター、福祉総合相談センター又は盛岡農業改良普及センターに勤務する職員（第4条、第5条及び第9条の規定の適用を受ける職員を除く。）のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外</u></p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 次条から第5条まで、<u>第5条の4</u>から第5条の7まで、第7条から第9条まで<u>及び第12条から第14条まで</u>に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第2条の2 第3条、第7条から第9条まで及び第13条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第5条の2及び第5条の3 削除</u></p>

のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。

(1) 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 午前9時から午後5時45分まで

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の3第1項」と読み替えるものとする。

(勤務時間の割振りの特例)

第12条 [略]

(非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り)

第13条 [略]

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第12条 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員（第2条の2から第5条まで、第5条の4から第5条の6まで、第7条から第9条まで及び第14条の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。）から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1) 午前7時30分から午後4時15分まで

(2) 午前8時から午後4時45分まで

(3) 午前9時から午後5時45分まで

(4) 午前9時30分から午後6時15分まで

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第12条第1項」と読み替えるものとする。

(現業その他特殊な業務に従事する職員の勤務時間の割振りの特例)

第13条 [略]

(非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り)

第14条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。